

令和 7 年度 償却資産（固定資産税）申告の手引き

平素は、本市税務行政にご理解・ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、固定資産税は、土地・家屋のほか、**償却資産**についても課税されます。償却資産の課税は申告制度がとられており（地方税法第 383 条）、毎年 1 月 1 日現在の償却資産の状況について申告していただく必要があります。

つきましては、令和 7 年 1 月 1 日現在の償却資産の状況について申告書を作成し、期限までに提出していただきますようお願いいたします。

（目次）

I 償却資産のあらまし……………	2 頁
II 償却資産の申告……………	11 頁
III 償却資産の評価と課税……………	14 頁
◆ 償却資産申告書の書き方（記入例）……	20 頁

【令和 7 年度申告の留意点】

・被災代替償却資産に係る特例措置……17 頁

◆ インターネットによる電子申告も受け付けております。詳細は地方税ポータルシステムのホームページ

(<https://www.eltax.lta.go.jp/>) をご覧

下さい。



申告書提出期限： 令和 7 年 1 月 3 1 日（金）

申告書の提出先・お問い合わせ先

〒923-8650 石川県小松市小馬出町 91 番地

小松市役所 税務課 資産税家屋・償却グループ

※小松駅前行政サービスセンター又は南支所へ提出いただいても結構です。

また、市内 13 ヲ所の郵便局（小松・安宅・国富・小松軽海・小松今江・御幸・月津・金野・那谷・小松本江・小松長田・栗津・イオンモール新小松）でもお預かり出来ませんが、郵便局での（控用）への受付印押印は出来ません。

電話 直通（0761）24-8163

代表（0761）22-4111

FAX （0761）23-2446

申告書を郵送により提出される方へのお願い

（控用）に受付印を押しての返送をご希望の場合は、必ず返送先を記入した返信用封筒に切手を貼って同封してください。

小 松 市

I 償却資産のあらまし

1 償却資産とは

土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産 ^(※1) で、
税務会計（法人税・所得税）上、減価償却の対象となる資産 ^(※2) のことをいい、

具体例としては、下表のようなものがあげられます。

＜償却資産の種類と具体例＞

資産の種類		具 体 例
1 構 築 物	構築物	構内舗装(駐車場舗装含む)、門・塀・フェンス・緑化設備等の外構工事、看板(広告塔)、外灯 等
	建物付属設備	受変電設備、自家発電設備、壁面サイン工事、生産用又は特定業務用の電気設備 等
2	機械及び装置	撚糸機械、工作機械、印刷機械、食品製造加工機械、建設機械、太陽光発電設備、大型特殊自動車でブルドーザーやパワーショベルなど建設機械に該当するもの(分類番号が「0, 00 から 09 及び 000 から 099」の車両)、その他各種製造設備等の機械及び装置 等
3	船舶	漁船、ボート、釣船、貨物船、遊覧船 等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー 等
5	車両・運搬具	大型特殊自動車(分類番号が「9, 90 から 99 及び 900 から 999」の車両)、構内運搬車、台車 等
6	工具・器具及び備品	事務机、椅子、パソコン、陳列棚、応接セット、医療機器、理容又は美容機器、金庫、複写機、ルームエアコン、サイン看板、自動販売機、測定工具、切削工具、金型 等

(※1) 事業の用に供することができる資産とは

現に事業の用に供されている資産はもちろんのこと、事業の用に供する目的をもって所有され、かつ、それが事業の用に供することができる状態にあるものであれば含まれます。

＜事例1＞

工場移転等の理由で一時的に使用を休止しているが、事業の用に供する目的で所有され、かつ、事業の用に供することができる状態にある資産
→ ○ 申告対象になります。

＜事例2＞

現在使用されていない資産で、将来も使用できないような廃棄同様の状態にあるもの及び将来においても使用できないことが客観的に明確であるもの
→ × 申告対象になりません。

(※2) 減価償却の対象となる資産とは

企業が現に減価償却を行っている資産はもちろんのこと、そうでない場合でも、本来減価償却されるべき性格の資産であれば含まれます。

Q 赤字のため減価償却を行っていない資産でも、償却資産の申告対象になりますか。

A たとえ現に減価償却を行っていない資産であっても、本来減価償却されるべき性格の資産であれば、**申告対象になります。**

Q 耐用年数が経過して償却済みとなった資産でも、申告対象になりますか。

A 償却済み資産であっても、事業の用に供することができる限りは**申告対象になります。**

2 少額資産について

少額資産は、税務会計（法人税・所得税）の処理（償却方法）に応じて、取扱いが異なります。下の表で○のついている資産は、償却資産の申告対象になります。

償却方法 取得価額	個別減価償却	中小企業特例 (※1)	一時損金算入 (※2)	3年一括償却 (※3)
10万円未満	○	△(※4)	×	×
10万円以上 20万円未満	○	○		×
20万円以上 30万円未満	○	○		
30万円以上	○			

※1 租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の規定により、取得価額が10万円以上～30万円未満の資産を一時に損金（必要な経費）に算入するもの

※2 法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条の規定により、取得価額が10万円未満又は使用可能期間が1年未満の資産を一時に損金（必要な経費）に算入するもの

※3 法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項の規定により、取得価額が20万円未満の資産を3年で均等償却するもの

※4 旧租税特別措置法第28条の2又は第67条の8の規定により、取得価額が10万円未満で中小企業の特例を適用した資産は、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得したもののみ、償却資産の申告対象になります。

3 申告対象となる車両について

大型特殊自動車は、すべて固定資産税（償却資産）の申告対象になります。

なお、自動車税（種別割）・軽自動車税（種別割）の課税対象となる車両は、固定資産税（償却資産）の対象外です。

◆ 車両の分類（道路運送車両法施行規則）と対象税目

普通自動車		自動車税
小型自動車	二輪以外	
	二輪	
軽自動車		軽自動車税
原動機付自転車		
小型特殊自動車		
大型特殊自動車		固定資産税（償却資産）

◆ 大型特殊自動車について（道路運送車両法施行規則第2条別表第1より）

車両の種類	要件 ・ 対象車両	
一般用 ・ 建設用	最高速度が <u>15 km/h</u> を超える 長さが <u>4.7m</u> を超える 幅が <u>1.7m</u> を超える 高さが <u>2.8m</u> を超える	} 1つでも該当する場合① フォーク・リフト、 ショベル・ローダ、 ロード・ローラ、 タイヤ・ローラ等
農耕作業用	最高速度が <u>35 km/h 以上</u> 長さ・高さ・幅の基準はありません。	② 農耕トラクタ、 コンバイン、 田植え機 等
その他	ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	

※上記の①・②の基準を下回るものは小型特殊自動車に該当し、軽自動車税の課税対象となります。

償却資産の申告は不要ですが、公道走行の有無にかかわらず、ナンバープレートの交付が必要です。

ナンバープレート交付については、詳しくは税総合窓口グループ（24-8029）までお問い合わせください。

Q. カーナビゲーションは、償却資産の申告対象になりますか。

A. 自動車税（又は軽自動車税）の対象である自動車等に取り付けられたカーナビゲーション等の機器については、性能、型式、構造等が自動車用として特別に設計されており、自動車固有の装置と認められますので、**申告対象にはなりません。**

4 その他申告対象から除外されるもの

次のものは、償却資産の申告対象とはなりません。

- (1) 無形減価償却資産（特許権，ソフトウェアなど）
- (2) 繰延資産
- (3) 棚卸資産（商品，貯蔵品など）
- (4) 書画・骨董のように，時の経過によりその価値が減少しない資産
※ 複製のようなもので，単に装飾目的のみに使用されているものは，減価償却の対象となるため，申告対象となります。
- (5) 牛，馬，果樹その他の生物（耐用年数省令別表第4「生物の耐用年数表」が適用されるもののことで，観賞用，興行用等のものは除きます。）
- (6) 法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース（売買扱いとするファイナンスリース）資産で取得価額が20万円未満の資産（平成20年4月1日以降契約分に限ります。）

5 改良費（資本的支出）について

償却資産の改良のために支出した金額で，税務会計（法人税・所得税）上，「資本的支出」に該当するものについては，それを一つの償却資産として申告していただく必要があります。

6 リース資産について

リースに供されている資産の申告義務は，原則として，資産の所有者であるリース会社にあります。

ただし，それが実質的に割賦販売であると認められる場合（リース期間終了後に譲渡されることになっている場合など）は，ユーザー（買主）が申告を行う必要がありますのでご注意ください。

※ 平成19年度税制改正により，平成20年4月1日以降に契約を締結した所有権移転外ファイナンスリース取引については，税務会計（法人税・所得税）上，売買契約として取り扱われることとなりましたが，償却資産の申告につきましては，従来どおり（リース会社（貸主）からの申告）の取扱いとなります。

7 テナントが家屋に取り付けた附帯設備の取扱い

平成 16 年 4 月 1 日以降に、家屋所有者以外の方（以下「テナント」といいます。）が、その事業の用に供するため家屋に取り付けた附帯設備については、テナントから償却資産として申告していただく必要があります。（地方税法第 343 条第 10 項、小松市税条例第 57 条第 8 項）

（附帯設備の例）

木造家屋	外壁、内壁、天井、造作、床、建具、建築設備など
非木造家屋	外周壁骨組、間仕切骨組、外部仕上、内部仕上、床仕上、天井仕上、屋根仕上、建具、建築設備など

※ 附帯設備を申告いただく際は、便宜上、資産種類を構築物に含めて申告してください。

8 自己所有家屋における附帯設備の取扱い

自己所有家屋における附帯設備のうち、次の(1)～(4)に該当するものは、固定資産税における家屋の評価に含まれませんので、経理上の区分（建物や建物付属設備勘定に計上されるなど）にかかわらず、償却資産の申告対象となります。

<償却資産として申告いただく必要があるもの>

(1) 特定の生産又は業務の用に供されるもの

<例>・店舗のネオンサイン

- ・工場等における機械の動力源である電気設備
- ・冷凍倉庫における冷凍設備
- ・ホテル、百貨店、病院等における厨房設備、洗濯設備 など

(2) 独立した機械としての性格が強いもの

<例>・受変電設備、予備電源設備、発電設備

- ・中央監視制御装置 など

(3) 取り外しが容易で、家屋と構造上一体となっていないもの

<例>・ルームエアコン（※ 天井埋め込み式は除く）

- ・簡易間仕切り など

(4) 屋外に設置されているもの

<例>・屋外に設置された電気の配線、ガス・水道の配管

- ・外構（駐車場舗装、舗装路面、門、塀、フェンス）など

※ 具体的な区分は、次ページの例を参考にしてください。

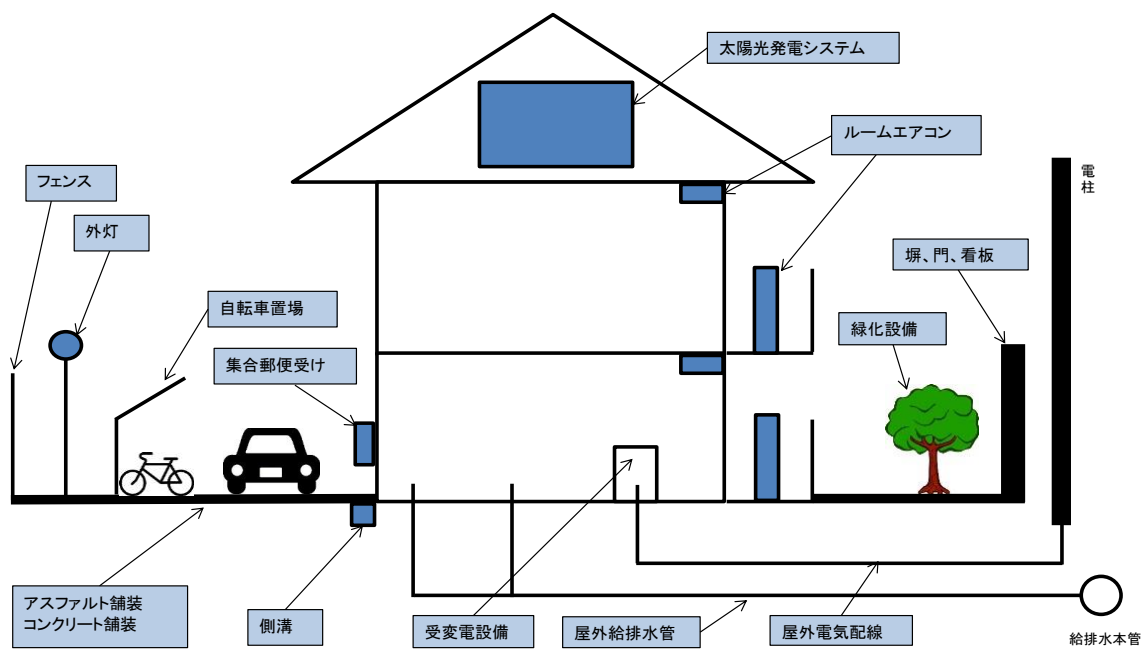
※ 建物や建物付属設備勘定で経理されている資産で、償却資産の申告対象となるものについては、便宜上、資産種類を構築物に含めて申告してください。

<参考１>家屋と償却資産の区分例

	設備の種類	家屋に含めるもの	償却資産とするもの
電 気 設 備	受変電設備		受変電設備一式
	予備電源（蓄電池）設備		予備電源（蓄電池）設備一式
	発電設備		発電設備一式
	中央監視制御装置		中央監視制御装置一式
	動力配線設備	右記以外の設備	特定の生産又は業務用の設備 （工場における機械の動力源など）
	電灯コンセント配線設備	設備一式	
	電灯照明設備	右記以外の照明設備	特定の業務用の設備 （ネオンサイン，投光器 スポットライトなど）
	電話設備	配管，配線，ボックス類	電話機，交換機，電源装置
	インターホン設備		機器（親機，子機）
	拡声装置（放送）設備		機器 （マイクロホン，アンプなど）
	電気時計設備		機器（監視カメラ，受像器）
	工業用テレビジョン設備		
	自動車管制装置	設備一式	
	盗難車非常通報装置		
衛 生 設 備	給排水設備	右記以外の設備	特定の生産又は業務用の設備
	ガス設備		
	中央式給湯設備	配管，ボイラー，貯湯槽	独立煙突，煙道
	衛生器具設備	大小便器，洗面器，浴槽 キッチンユニット，流し台	
設 備 空 調	冷暖房設備	家屋と一体になっている設備 （埋込型等）	ルームエアコン（壁掛型） 特定の生産又は業務用設備
	換気設備	設備一式	
防 災 設 備	火災報知機	設備一式	
	避雷設備		
	消火設備	消火栓設備，スプリンクラー	ホース，ノズル，ガスボンベ 消火器
そ の 他	運搬設備	エレベーター，リフト エスカレーター	
	機械駐車設備		駐車機械装置 ターンテーブル装置
	厨房設備	サービス設備以外の設備	顧客の求めに応じるサービス設備 （百貨店，旅館，飲食店，病院，寮， 社員食堂など）
	洗濯設備		

※ ただし，屋外に設置されている設備については，上図にかかわらず「償却資産」となります。

＜参考２＞賃貸用アパートの主な償却資産の例



・・・償却資産の申告対象となるもの

9 太陽光発電設備等に係る固定資産税（償却資産）の申告について

1 申告（課税）対象者について

設置者	発電出力10kw以上 (余剰売電・全量発電)	発電出力10kw未満 (余剰売電)
個人 (住宅用)	【申告対象】 経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置して発電量の全量又は余剰を売電される場合は、売電するための事業用資産となり、発電に係る設備は課税の対象となります。	【申告対象外】 事業用資産とはなりませんので、償却資産としては課税の対象外となります。 <例>屋根の上に設置
個人 (事業用)	【申告対象】 事業用資産に該当し、発電出力量や全量売電か余剰売電かにかかわらず償却資産として課税の対象となります。 <例>遊休地や貸アパートの屋根の上に設置 ※ 賃貸住宅に設置した場合は、発電した電力を全て入居者が利用していても課税対象となります。	
法人	【申告対象】 事業用資産に該当し、発電出力量や全量売電か余剰売電かにかかわらず償却資産として課税の対象となります。 <例>遊休地や工場・事務所などの屋根の上に設置	

2 設置方法による課税区分について

設置方法	太陽光発電設備					
	太陽光パネル	架台（レール）	接続ユニット	ディショナー パワーコン	表示ユニット	電力量計等
家屋の屋根材（家屋に一体の建材）として設置	家屋	家屋	償却	償却	償却	償却
架台に乗せて屋根に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却
家屋以外の場所（地上や家屋の要件を満たしていない構築物など）に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却

※ 家屋…固定資産税（家屋）に該当し、家屋の評価に含まれているため申告は不要です。

償却…固定資産税（償却資産）に該当し、申告が必要となります。

※ 太陽光発電設備工事に伴い施工した、フェンスや舗装などの外構工事に係るものも償却資産の課税対象となります。（課税標準の特例対象外となります。）

3 グリーン投資減税について

所得税及び法人税において、グリーン投資減税により特別償却（即時償却）の適用を受けた場合であっても、固定資産税（償却資産）においては適用されず、申告の対象資産となりますのでご注意ください。

4 太陽光発電設備の耐用年数について

17年（機械及び装置）

（耐用年数省令別表第2「31電気事業用設備」の「その他設備」の「主として金属製のもの」）

5 太陽光発電設備（再生可能エネルギー発電設備）に係る課税標準の特例について

再生可能エネルギー（太陽光）発電設備について、取得した日が平成30年4月1日～令和8年3月31日の場合、固定資産税の課税標準の特例が適用されます。

① 対象設備

固定価格買取制度の対象外の再生可能エネルギー発電設備（蓄電装置、変電設備、送電設備を含む）。ただし、再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けているものに限る。

② 適用期間

新たに固定資産税が課せられることとなった年度（※取得した年の翌年度）から3年度分

③ 特例内容

当該設備に係る課税標準額が出力1,000kw以上は3／4に、1,000kw未満は2／3に軽減されます。

④ 根拠法令

地方税法附則第15条第27項

地方税法施行規則附則第6条第55項

小松市税条例附則第12条の2

⑤ 申告書添付書類

再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金の交付決定通知等の写し

Ⅱ 償却資産の申告

1 一般の申告方法 (増減申告)

※ 全資産申告・企業電算申告については
13 ページを参照してください。

(1) 本年度（令和7年度）、初めて申告される方は、

次の表の区分により○印のついている書類を提出してください。

申告の区分	償却資産 申告書	種類別 明細書 増加資産 全資産 減少資産用	種類別 明細書 減少資産用	注意事項
申告する資産がある場合	○	○	×	明細書には、小松市内に所在する全資産を記入してください。
申告する資産がない場合	○	×	×	申告書「18. 備考」に「資産なし」と記入してください。

(2) 前年度（令和6年度）以前から申告されている方は、

種類別明細書（増加資産・全資産・減少資産用）に前年度の資産が印刷してあります。この資産と令和7年1月1日現在に小松市内に所在する資産と比較して、次の区分により○印のついている書類を提出してください。

申告の区分	償却資産 申告書	種類別 明細書 増加資産 全資産 減少資産用	種類別 明細書 減少資産用	注意事項
資産の増減がない場合	○	×	×	申告書「19. 申告方法」欄の【4. 前年と変わりなし】に○印をつけてください。
増加した資産がある場合	○	○	×	増加した資産（申告もれを含む）を種類別明細書（増加資産・全資産・減少資産用）の白紙に記入し、「異動事由」欄の4(増加)を○で囲んでください。

申告の区分	償却資産 申告書	種類別 明細書 増加資産 全資産 減少資産用	種類別 明細書 減少資産用	注意事項
減少した資産がある場合	○	○	○	◆減少した資産を種類別明細書（減少資産用）に記入し、「異動事由」欄 1（減少）又は 2（一部減少）を○で囲んでください。 ※ 種類別明細書（増加資産・全資産・減少資産用）でも減少資産の申告をすることができます。 前年度資産のうち減少した資産の「異動事由」欄の 1（減少）又は 2（一部減少）を○で囲んでください。
転出・廃業等により、該当資産が全てなくなった場合	○	×	×	申告書「19. 申告方法」欄の【3. 廃業・市外移転・解散】に○印をつけてください。
資産名称や耐用年数に修正（誤り）がある場合	○	○	×	明細書に印字された内容について、修正する箇所を二重線で消し、上部又は空白箇所に訂正後の内容を記入してください。
住所・氏名・商号の変更がある場合	○	×	×	申告書「18. 備考」欄に、変更内容、変更年月日、旧住所、旧商号等を記入してください。
平成 20 年度税制改正による耐用年数の変更がある場合	○	○	×	◆申告書「18. 備考」欄に【省令改正による耐用年数の改正あり】と記入してください。 ◆明細書右端の適用欄に、改正後の耐用年数を、【省令改正○年→○年】と記載してください。
 注意 平成 21 年度申告において耐用年数の変更を申告し忘れた場合のみで、前年度までの申告において、既に耐用年数の変更を申告している場合は申告する必要はありません。				

2 全資産申告・企業電算申告について

全資産申告・企業電算申告（評価額等を自ら計算して申告する方法）を行う場合は、次の事項に従って申告書を作成願います。

（１）全資産申告・企業電算申告の要件

- ア 毎年、評価額等を正確に算出して、申告書の所定の欄に記載すること
- イ 毎年、全資産について種類別明細書を作成して提出すること

（２）提出書類と注意点

償却資産 申告書	本市から送付した申告用紙を使用しない場合は、20 ページに記載されている様式（＝総務省令に定める様式）と同様に作成してください。 なお、評価額，決定価格，課税標準額についても記載してください。
種類別 明細書 (全資産)	23 ページに記載されている様式（＝総務省令に定める様式）と同様に作成してください。 なお、価額（決定価格），課税標準額等についても記載してください。
その他	課税標準の特例の適用がある場合，その資産の一覧表を作成して添付してください。

※ 全資産申告・企業電算申告から一般の申告方法に変更される場合は、初めて申告される方と同様に、全資産の申告が必要となりますのでご注意ください。

※ 紙媒体・電子媒体（e L T A X）を問わず、全資産申告・企業電算申告の形式による申告をされた方につきましては、翌年度，市から送付する申告書に資産内容が印字された種類別明細書は添付されなくなります。

種類別明細書が必要な場合は、11 ページの一般の申告方法（増減申告）により申告していただきますようお願いします。

Ⅲ 償却資産の評価と課税

1 償却資産の評価

固定資産評価基準に基づき，取得価額を基礎として，取得後の経過年数，耐用年数に応じて定率法による減価を行い，評価します。

前年中に取得した資産		$\text{取得価額} \times \left(1 - \frac{r}{2}\right)$ 減価残存率^㉑
前年前に取得した資産	前年度以前から課税されているもの	$\text{前年度評価額} \times (1 - r)$ 減価残存率^㉒
	新たに課税されるもの	$\text{取得価額} \times \left(1 - \frac{r}{2}\right) \times (1 - r)^{n-1}$ 減価残存率^㉑ × 減価残存率^㉒ⁿ⁻¹

r： 下記減価残存率表の減価率（固定資産評価基準別表第 15 に定める耐用年数に对应的減価率）

n： 当該資産の取得日から賦課期日（令和 7 年 1 月 1 日）までの経過年数（1 年未満の端数は 1 年とします）

= 評価額を求める年度－取得年

◆ 減価残存率表

耐用年数		減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
		前年中取得のもの ㉑	前年前取得のもの ㉒		前年中取得のもの ㉑	前年前取得のもの ㉒		前年中取得のもの ㉑	前年前取得のもの ㉒
2		0.658	0.316	12	0.912	0.825	22	0.950	0.901
3		0.732	0.464	13	0.919	0.838	23	0.952	0.905
4		0.781	0.562	14	0.924	0.848	24	0.954	0.908
5		0.815	0.631	15	0.929	0.858	25	0.956	0.912
6		0.840	0.681	16	0.933	0.866	30	0.963	0.926
7		0.860	0.720	17	0.936	0.873	35	0.968	0.936
8		0.875	0.750	18	0.940	0.880	40	0.972	0.944
9		0.887	0.774	19	0.943	0.886	45	0.975	0.950
10		0.897	0.794	20	0.945	0.891	50	0.977	0.955
11		0.905	0.811	21	0.948	0.896	60	0.981	0.962

《令和 7 年度評価額計算例》

前年中（令和 6 年中）に取得した資産	前年前（令和 5 年以前）に取得した資産	前年前（令和 5 年以前）に取得した償却資産で新たに課税されるもの
取得時期 令和 6 年 5 月 取得価格 1,000,000 円 耐用年数 10 年 減価残存率 Ⓐ : 0.897	取得時期 令和 5 年 2 月 取得価格 1,000,000 円 耐用年数 10 年 減価残存率 Ⓐ : 0.897 Ⓑ : 0.794	取得時期 令和 4 年 1 月 取得価格 1,000,000 円 耐用年数 10 年 減価残存率 Ⓐ : 0.897 Ⓑ : 0.794 n-1 : 令和 7 年－ 令和 4 年－1
令和 7 年度評価額 $\frac{1,000,000 \text{ 円} \times 0.897}{\text{取得価格} \quad \text{Ⓐ}}$ =897,000 円	令和 7 年度評価額 $\frac{1,000,000 \text{ 円} \times 0.897 \times 0.794}{\text{前年度評価額} \quad \text{Ⓑ}}$ =712,218 円	令和 7 年度評価額 $\frac{1,000,000 \text{ 円} \times 0.897 \times 0.794^2}{\text{取得価格} \quad \text{Ⓐ} \quad \text{Ⓑ}_{n-1}}$ =1,000,000 円×0.565501092 =565,501 円

◆ 耐用年数省令の一部改正について

平成 20 年度税制改正において耐用年数省令の見直しが行われ、減価償却資産の耐用年数表が大きく変更されました。特に、機械及び装置については 390 区分を 55 区分へ見直す全面改正が行われました。固定資産税（償却資産）においては、決算期等に関わりなく、既存の資産も含めて、平成 21 年度分から改正後の耐用年数が適用になります。

そのため平成 21 年度からの評価額計算は、平成 20 年度評価額に改正後の耐用年数に応じた減価残存率を乗じて算出します。つきましては、国税庁のホームページ等（小松市のホームページでもご覧いただけます。）で改正後の耐用年数表をご確認のうえ、該当資産については改正後の耐用年数での申告をお願いします。

◆ 評価額の最低限度額

前ページの算式で算出した額が、取得価額の 5%を下回る場合は、当該「取得価額の 5%」が評価額となります。

◆ その他、法人税・所得税における制度との関係

法人税・所得税における制度	償却資産（固定資産税）における取扱い	提出いただく書類
圧縮記帳	× 適用されません	
特別償却・割増償却	× 適用されません	
増加償却	○ 適用されます	税務署長への届出書の写し
短縮耐用年数の適用	△ 適用されます ※1	国税局長の承認書の写し

※1 平成 23 年 6 月の税制改正により、陳腐化償却制度が廃止となりました。減価償却資産が陳腐化した場合には、所轄国税局長の承認を受けた未経過使用可能期間を法定耐用年数とみなして償却限度額を計算することとなります。また、平成 23 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において同年 6 月 30 日以後に耐用年数の短縮特例の承認を受けたものから適用となりますので、改正前に承認を受けたものについては、従前の例に従って申告してください。

2 償却資産の課税

1 課税対象	令和 7 年 1 月 1 日（賦課期日）現在に小松市内に所有されている償却資産
2 課税標準	原則として、決定価格が課税標準額となります。 ※ 課税標準の特例が適用される資産については、「決定価格×特例率」が課税標準額となります。
3 免税点	課税標準額（全資産合計）が 150 万円未満の場合は課税されません。 ※ 免税点未満である場合も申告は必要です。
4 税率・税額	課税標準額（千円未満切捨）×税率（1.4%）＝税額（百円未満切捨）
5 納期	5 月、7 月、12 月、翌年 2 月の年 4 回の納期に分けて、納税していただくことになります。

◆ 非課税該当資産および課税標準の特例について

地方税法第 348 条第 2 項の規定に該当する資産については、固定資産税が課税されません。

又、地方税法第 349 条の 3、地方税法附則第 15 条及び地方税法附則第 64 条の規定に該当する資産については、一定の要件の下に課税標準の特例が適用されます。

なお、非課税資産又は課税標準の特例が適用される資産を申告される場合は、所管する主務官庁等の証明書又は届出書の写し、特例対象となることが確認できる書類等を必ず添付してください。

本手引き最終ページに、「課税標準の特例対象資産届出書」がありますので、該当資産がある場合、ご利用ください。

◇被災代替償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例◇

令和4年8月4日の大雨による災害、または令和6年能登半島地震により滅失、もしくは損壊した償却資産（以下「被災償却資産」）の所有者等が、小松市内に被災償却資産に代わるものと認められる償却資産（以下「被災代替償却資産」）を取得、または被災償却資産を改良した場合、償却資産の固定資産税の課税標準額について、最初の4年度分を2分の1に減額する特例措置があります。

● 特例対象者

1. 令和4年8月4日の大雨による災害、または、令和6年能登半島地震による被災償却資産の所有者（当該償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む）
2. 売主が所有権を留保している場合における当該被災償却資産の買主
3. 1.又は2.の所有者が個人である場合、相続があったときにおける相続人
4. 1.又は2.の所有者が法人である場合、合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人、若しくは合併により設立された法人、又は当該法人が分割により被災償却資産に係る事業を承継させたときにおける分割承継法人

● 代替償却資産の要件

1. 被災償却資産に代わるものとして取得した資産で、次のいずれの要件にも該当すること
 - 被災償却資産と種類が同一であるもの及び使用目的又は用途が同一であるもの（中古取得を含む）
 - 代替償却資産が最初に固定資産税を課税されることとなった年度において、被災償却資産が償却資産課税台帳上登録されていない（除却又は売却等の処分がなされている）こと
2. 被災償却資産を復旧し、又は補強などを行った場合における改良費（資本的支出）に該当するもの

● 取得期限

令和4年8月4日の大雨による災害	令和4年8月4日 ～ 令和9年3月31日
令和6年能登半島地震	令和6年1月1日 ～ 令和11年3月31日

● 提出期限

代替償却資産を取得又は改良を行った翌年の1月31日
（償却資産申告書と併せてご提出ください。）

提出書類については、小松市ホームページにてご確認ください。



（令和4年8月4日の大雨による災害）



（令和6年能登半島地震）

◇中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の特例措置◇
(地方税法附則第 15 条第 45 項)

中小企業者が市から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき取得した資産について、以下の一定の要件を満たした場合、対象資産に係る固定資産税（償却資産）を軽減します。

● **特例の対象者**

以下のいずれかに当てはまる方

- 常時使用する従業員数が 1,000 人以下の個人事業主
 - 資本金もしくは出資金の額が 1 億円以下の法人
(資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が 1,000 人以下の法人)
- ただし、次の法人（いわゆる「みなし大企業」）は資本金が 1 億円以下でも対象とはなりません。
- 同一の大規模法人から 2 分の 1 以上の出資を受ける法人
 - 複数の大規模法人から 3 分の 2 以上の出資を受ける法人

● **特例の対象資産**

先端設備等導入計画に基づき、令和 5 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に取得した下表の対象設備のうち、次の①～③の要件を全て満たすもの。

- ① 認定経営革新等支援機関の確認を受けた、投資利益率 5%以上の投資計画に記載された設備であること
- ② 生産、販売、役務の提供の用に直接供する設備であること
- ③ 中古資産でないこと

対象設備

設備の種類	取得価格
機械及び装置	1 6 0 万円以上
測定工具及び検査工具	3 0 万円以上
器具及び備品	3 0 万円以上
建物附属設備（償却資産に該当するもの）	6 0 万円以上

● **特例割合**

従業員に対する賃上げ方針の表明を「先端設備等導入計画」に記載した場合、より有利な特例割合が適用されます。

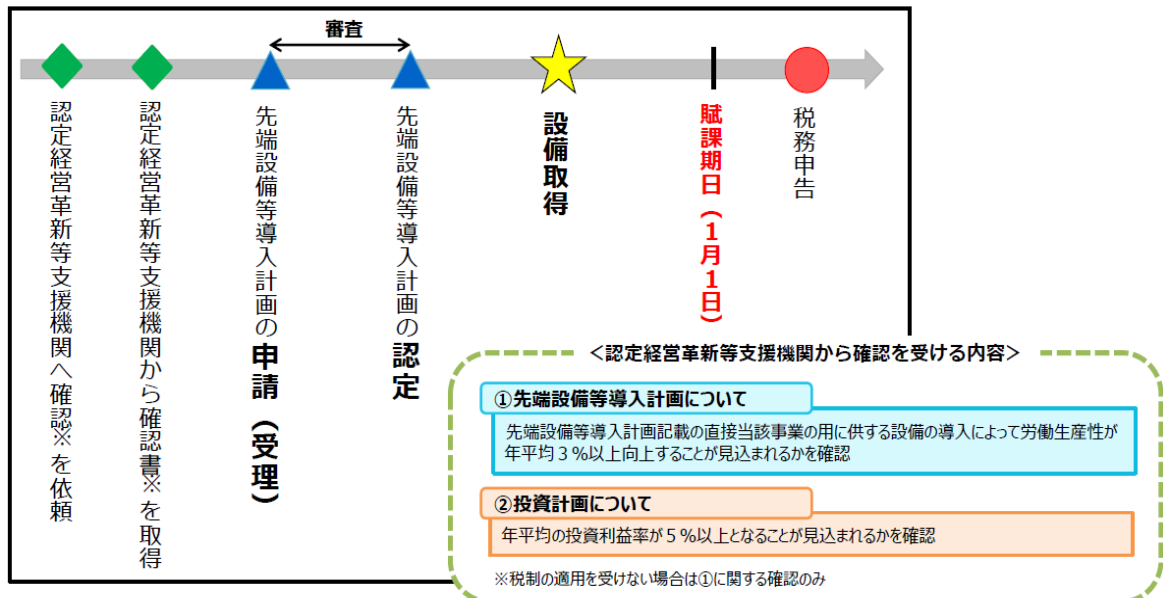
賃上げ表明	設備の取得時期	適用期間	特例割合
無し	令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日	3 年間	1/2 (1/2 軽減)
有り	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 3 1 日	5 年間	1/3 (2/3 軽減)
有り	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日	4 年間	1/3 (2/3 軽減)

● 特例の適用手続き

対象資産を供用開始した翌年度の償却資産申告書提出時に、申告書に特例措置の適用内容を記載することに加えて、以下の書類を添付してください。

- ☐ 固定資産税の課税標準の特例対象資産届出書
小松市ホームページ（償却資産の評価と特例措置）からダウンロードできます。
- ☐ 先端設備等導入計画に係る認定申請書（写し）
- ☐ 先端設備等導入計画に係る認定書（写し）
- ☐ 認定経営革新等支援機関による事前確認書（写し）
- ☐ 認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書（写し）
- ◆ リース契約の場合の追加書類
 - ☐ リース契約書（写し）
 - ☐ 公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産軽減計算書（写し）
- ◆ 賃上げの表明をした場合の追加書類
 - ☐ 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面（写し）

○設備取得と計画認定のフロー



経済産業省ホームページ資料より抜粋

3 実地調査（帳簿確認調査）について

小松市では、償却資産の申告が適正に行われているか確認するため、実地調査（帳簿確認調査）を実施しています。調査の為、法人税（所得税）申告書類や決算書類の開示又は写しの提出を求める場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

また、税務署等で国税資料等を閲覧し、償却資産の把握をさせていただくことがあります。

＜調査の概要＞

法人税（所得税）申告書類や決算書類によって、所有されている資産の内容を確認し、課税内容との照合を行います。又、必要に応じて、資産の現物確認を行うこともあります。なお、調査の結果、申告内容に、誤り・過不足等がある場合には、それらについて修正申告を求める場合があります。

◆ 償却資産申告書の記入方法・・・緑色の用紙・・・

令和 7 年度
償却資産申告書(償却資産課税台帳)

令和 7 年 1 月 0 0 日
(あて先) 石川県 小松市長

マイナンバーを記入してください。

記入の必要はありません。

所有者コード
99999999

変更がある場合訂正してください。

2923-0000
住所
小松市小馬出町91番地
(電話 22-0000)

1 住 所
又は納税通知書送付先

2 氏 名
(株)石川工業
代表取締役 小松 太郎
(屋号)

3 個人番号又は法人番号
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

4 事業種目(資本金等の額)
機械製造業
(5 0 0 百万円)

5 事業開始年月
昭和45年 3 月

6 この申告に回答する者の係及び氏名
経理担当 小松 一郎
(電話 22-0000)

7 税理士等の氏名
〇〇会計事務所 税理士〇〇
税理士法人〇〇 税理士〇〇
(電話)

8 短縮耐用年数の承認
有・無

9 増加償却の届出
有・無

10 非課税該当資産
有・無

11 課税標準の特例
有・無

12 特別償却又は圧縮記帳
有・無

13 税務会計上の償却方法
定率法・定額法

14 青色申告
有・無

15 市内における事業所等資産の所在地
① 小馬出町91番地
② 園町ホ62番地
③

16 借用資産
(有 ・ 無)
貸主の名称等
小松市〇〇町〇〇番地
小松リース(株)22-0002

17 事業所用家屋の所有区分
自己所有・借家

18 備考

19 申告方法(該当に〇印)
1. 資産に移動あり(別紙)
2. 個人より法人成りへ(年 月)
3. 廃業・市外移転・解散(年 月)
4. 前年と変わりなし

この欄の金額は、前年度申告書の(二)と同じです。

この欄の金額は、種類別明細書にて減少(一部減少)とした金額の資産種類別の合計額と一致させてください。

この欄の金額は、種類別明細書にて増加とした金額の資産種類別の合計額と一致させてください。

全資産申告・企業電算申告(13ページ参照)の場合に記載する欄です。一般の申告方法による場合は記入の必要はありません。

資産の種類	前年(14)	取得したもの(イ)	前年(15)	減少したもの(ロ)	前年中に取(16)	もの(ハ)	計(17)	(ロ)+(ハ)	(ニ)
1 構築物		1,500,000		1,500,000		300,000		300,000	
2 機械及び装置		13,990,000		330,000		15,000,000		28,660,000	
3 船 舶									
4 航空機									
5 車両及び運搬具									
6 工具、器具及び備品		869,000				750,000		1,619,000	
7 合 計		16,359,000		1,830,000		16,050,000		30,579,000	
資産の種類		評 価 額 (ホ)		決 定 価 格 (ヘ)		課 税 標 準 額 (ト)			
1 構築物									
2 機械及び装置				(18)					
3 船 舶									
4 航空機									
5 車両及び運搬具									
6 工具、器具及び備品									
7 合 計									

欄	記入のしかた
①	住所及び電話番号を記入してください。（小松市外の場合は、市外局番も記入してください）
②	氏名を記入し、ふりがなを付してください。法人の場合は、その名称・代表者名を記入してください。 ※ 屋号（店名）があれば記入してください。
③	1 2 桁の個人番号または1 3 桁の法人番号（マイナンバー）を記載してください。
④	2 種類の事業を行う場合は、主たる事業種目を記入してください。法人の場合（ ）内に資本金の金額を記入してください。
⑤	小松市内において事業を開始した年月を記入してください。（初年度のみ記載で可）
⑥	申告担当者の氏名、電話番号等を記入してください。（小松市外の場合は、市外局番も記入してください）
⑦	償却資産の申告を委託している税理士や会計士等がある場合は、その氏名（事務所名）・電話番号を記入してください。 また、税理士法人の場合は、税理士法人名及び担当者名・電話番号を記入してください。
⑧	それぞれ、該当する方を○で囲んでください。（初年度のみ、及び変更のあった年度の記載で可）
⑨	小松市内における償却資産の所在地を記入してください。（2 以上の資産の所在地がある場合、その主たる所在地を○で囲んでください。）
⑩	借用（リース）資産の有無について○で囲んでください。「有」の場合、貸主の名称・住所・電話番号を記入してください。
⑪	該当する方を○で囲んでください。
⑫	次のような事項を記入してください。 ◆ 住所・名称等に変更があった場合、変更内容（変更年月日、旧住所・旧氏名等参考となる事項）を記入してください。 ◆ 「課税標準の特例」「不均一課税」「短縮耐用年数」「増加償却」等の適用を受ける場合、添付した書類の名称を記入してください。 ◆ 平成2 0 年度税制改正における耐用年数の改正が該当する資産について、耐用年数の変更を平成2 1 年度において申告し忘れた場合は、「省令改正による耐用年数の変更あり」と記載してください。 ◆ 該当資産がない場合、「資産なし」と記入してください。
⑬	該当する箇所を○で囲んでください。
⑭	前年前に取得した資産の取得価格の合計額を資産の種類別に記載してください。
⑮	前年中に減少した資産の取得価格の合計額を資産の種類別に記載してください。（前年前に減少した資産の申告もれ分も含めて記入してください。） ※ 減少した資産の取得価額を種類別に合計してください。
⑯	前年中に増加した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。（前年前に増加した資産の申告もれ分も含めて記入してください。） ※ 増加した資産の取得価額を種類別に合計してください。
⑰	（イ）－（ロ）＋（ハ）によって算出した取得価額の合計額を種類別に記入してください。
⑱	一般の申告方法による場合は、記入の必要はありません。（全資産申告・企業電算申告(13 ページ参照)の場合は、記入を必要とします。）

◆ マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載及び本人確認等について

（１）申告書への記載方法

１９，２０ページをご参照の上，ご記入ください。

なお，個人番号・法人番号の記載がない場合でも，申告書は有効なものとして受理いたします。また，本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合，申告書への個人番号の記載はないものとして受理いたします。予めご了承ください。

（２）本人確認資料について

個人番号を記載した申告書をご提出いただく場合，番号法に定める本人確認を実施いたします。ご提出の際は，以下の本人確認資料をご用意ください。郵送にてご提出される場合は，資料の写し（コピー）を申告書に添付していただくようお願いいたします。

なお，法人番号を記載した申告書をご提出いただく場合，本人確認資料の添付は不要です。

また，電子申告にて申告データをご提出いただく場合も，本人確認資料の添付は不要です。

＜本人が申告書を提出する場合（例）＞

番号確認資料		身元確認資料
・<u>個人番号カード（裏面）</u>※１ - 又は ・通知カード - 又は ・住民票（個人番号が記載されたもの）	+	・<u>個人番号カード（表面）</u>※１ - 又は ・運転免許証 - 又は ・プレ印字（住所氏名及び前年の申告内容が機械印字）された申告書（→事前に税務課から送られた申告用紙等）

※ １ 本人が申告書を提出する場合，個人番号カードは番号確認及び身元確認の両方の確認資料となります。

＜代理人が申告書を提出する場合（例）＞

代理権確認資料※２		代理人の身元確認資料		本人の番号確認資料
・税務代理権限証書 - 又は ・委任状 - 又は ・プレ印字申告書	+	・代理人の個人番号カード（表面） - 又は ・代理人の運転免許証 - 又は ・代理人の税理士証票	+	・本人の個人番号カード（裏面） - 又は ・本人の通知カード - 又は ・本人の住民票（個人番号が記載されたもの）

※ ２ 代理権確認資料については，写し（コピー）ではなく原本の添付をお願いします。

◆ 種類別明細書(増加資産・全資産・減少資産用)の記入方法・・・緑色の用紙・・・

前年度に申告していただいた内容が、この用紙に印刷してあります。記載されている資産と1月1日現在所有する資産とを比較していただき、資産に移動がある場合は、次ページ「記入のしかた」をご参照のうえご記入願います。
※この用紙でも減少資産の申告ができます。この用紙で減少資産を申告された方は、赤色の用紙は不用となります。

令和 7年度 所有者コード 99999999				種類別明細書(増加資産・全資産・減少資産用)										① 所 有 者 名 小松市小馬出町91番地 石川工業 株式会社				No. 1111		第二十六号様式別表一	
行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 コ ー ド	異動自由 1 減少 2 一部減少 3 修正 4 増加	④ 資 産 の 名 称 等	⑤ 数 量	⑥ 取得年月 3 昭和 4 平成 5 令和 年 号 年 月			⑦ 取得価額	⑧ 耐用 年 数	減 価 残 存 率	⑨ 価 額	課税標準額	特 例 フ ォ ー ド	課 非 フ ォ ー ド	⑩ 増 加 理 由	⑪ 摘 要				
						3 昭和 4 平成 5 令和 年 号 年 月															
01	1	000019	①・2 3・4	アスファルト舗装	1	3	55	10	1,500,000	10	0.						A・B C・D				
02			1・2 3・4	構築物 計					1,500,000		0.						A・B C・D				
03			1・2 3・4	減少 計					1,500,000		0.						A・B C・D				
04	2	000019	③・4 1・2	NC旋盤BTS-06	1	3	45	3	13,000,000	10	0.						A・B C・D	省令改正 10→9年			
05	2	000028	1・② 3・4	エアーコンプレッサー	2 3	4	2	1	660,000 990,000	13	0.						A・B C・D	3台の内 1台売却			
06			1・2 3・4	機械・装置 計					13,660,000 13,990,000		0.						A・B C・D				
07			1・2 3・4	減少 計					330,000		0.						A・B C・D				
08	6	000019	③・4 1・2	クーラー	1	3	63	7	560,000	6 7	0.						A・B C・D	耐用年数 誤り			
09	6	000028	①・2 3・4	焼却炉	1	4	3	8	309,000	5	0.						A・B C・D	耐用年数の誤りがあった 場合の記入例(省令改正 分以外)			
10			1・2 3・4	工具・器具及び備品 計					869,000		0.						A・B C・D				
11			1・2 3・4	減少 計					0		0.						A・B C・D				
13	1		1・2 3・④	溝工事	1	5	6	1	300,000	15	0.						A B C・D				
14	2		1・2 3・④	旋盤	1	5	6	4	15,000,000	10	0.						A B C・D				
15	6		1・2 3・④	冷蔵庫	1	5	6	8	250,000	6	0.						A B C・D				
16	6		1・2 3・④	事務所ソファ	1	5	5	9	500,000	5	0.						A B C・D	前年度 申告もれ			
17			1・2 3・4	増加分 合計					16,050,000		0.						A・B C・D				
18			1・2 3・4	資産コードは、小松市が付番しますので、 増加した資産については、記入していただく 必要はありません。							0.						A・B C・D				
19			1・2 3・4								0.						A・B C・D				
20			1・2 3・4								0.						A・B C・D				
②					③					小 計					小 松 市						

注意 「増加理由」の欄は、A新品取得、B中古品取得、C移動による受け入れ、Dその他 のいずれかを選択してください。

減少した資産がある場合の記入例

省令改正による耐用年数変更を21年度に申告し忘れた場合の記入例

一部減少の場合の記入例

耐用年数の誤りがあった場合の記入例(省令改正分以外)

増加した資産がある場合の記入例

※この用紙は、2枚目が入力用となっていますので、全資産申告・企業電算申告(13ページ参照)される方以外は、必ず小松市の用紙を使用してください。

欄	記入のしかた
①	住所や氏名，会社名が変更になっている場合は訂正してください。本年度初めて申告される方は，住所，氏名（会社名）を記入してください。
②	資産の種類に対応する数字（1～6）を記入してください。（2 ページ参照） 1：構築物 2：機械及び装置 3：船舶 4：航空機 5：車両及び運搬具 6：工具，器具及び備品
③	令和7年1月1日現在，小松市内に所在する資産と，印字された資産内容（前年度申告資産）を比較して，異動がある場合は対応する異動事由の数字を○で囲んでください。 1：減少 → 印字してある資産の全てが売却，廃棄等により減少した場合 2：一部減少 → 印字してある資産の数量や取得価額が減少した場合。（数量，取得価額は減少後の数字に訂正してください。） 3：修正 → 資産名称，取得年月，耐用年数，取得価額や数量の増加 等の訂正をした場合 4：増加 → 増加した資産（申告漏れ含む）がある場合。（白紙に記入してください。） ※ 本年度初めて申告される方は，「4：増加」を○で囲んでください。
④	資産の名称を，漢字，カタカナ，ひらがな，数字及びローマ字を使用し，20 字以内で資産が判別できるように記入してください。
⑤	資産の数量を記入してください。
⑥	取得した年号（3：昭和 4：平成 5：令和），年月を記入してください。
⑦	資産を取得する為に要した金額（附帯費を含む金額→引取り運賃，荷役費，運送保険料，購入手数料，関税，据付費等） ※ 圧縮記帳は地方税では認められていませんので，圧縮前の取得価額を記入してください。
⑧	減価償却資産の耐用年数に関する省令別表第1，第2に掲げる耐用年数を記入してください。 ※ 中古資産について見積耐用年数によっている場合はその年数を，国税局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合はその耐用年数を記入してください。（短縮耐用年数を適用している場合は，必ず承認通知書の写しを添付してください。）
⑨	記入の必要はありません。（全資産申告・企業電算申告(13 ページ参照)の場合は，記入を必要とします。）
⑩	増加資産がある場合，該当する増加理由の記号を○で囲んでください。（A：新品取得 B：中古品取得 C：移動による受入れ D：その他）
⑪	次のような事項を記入してください。 ◆ 課税標準の特例がある資産については，その適用条項を記載してください。（例：法第349条の3第1項） ◆ 短縮耐用年数や増加償却の適用を受ける資産についてはその旨を記載してください。（例：短縮耐用年数適用，増加償却適用） ◆ 耐用年数省令改正による耐用年数の変更を平成21年度に申告し忘れた場合には，改正内容を記載してください。（例：省令改正 10年→9年） ◆ 資産名称や耐用年数等に誤りがある場合はその旨を記載してください。（例：資産名称誤り，耐用年数誤り） ◆ 前年度申告漏れとなっていた資産を今年度申告において増加させる場合はその旨を記載してください。（例：前年度申告漏れ） ◆ 一部減少がある場合は，その内容を記載してください。（例：3台の内，1台売却）

欄	記入のしかた
①	住所や氏名、会社名が変更になっている場合は訂正してください。本年度初めて申告される方は、住所、氏名（会社名）を記入してください。
②	減少した資産について、「種別別明細書（増加資産・全資産・減少資産用）緑色の用紙」に印字してある資産の種類を転記してください。
③	減少した資産について、「種別別明細書（増加資産・全資産・減少資産用）緑色の用紙」に印字してある資産コードを転記してください。
④	該当する番号を○で囲んでください。 （1：全部減少 2：一部減少）
⑤	減少した資産について、「種別別明細書（増加資産・全資産・減少資産用）緑色の用紙」に印字してある資産の名称を転記してください。
⑥	減少した数量を記入してください。
⑦	減少した資産について、「種別別明細書（増加資産・全資産・減少資産用）緑色の用紙」に印字してある資産の取得年月を転記してください。
⑧	減少した数量の取得価額を記入してください。なお、資産の一部が減少した場合は、当該資産の減少した部分に対応する取得価額を記入してください。 ※ 取得価額が変わらない場合は記入しないでください。
⑨	減少した資産について、「種別別明細書（増加資産・全資産・減少資産用）緑色の用紙」に印字してある耐用年数を転記してください。
⑩	減少した理由について、該当する記号を○で囲んでください。 （A:売却 B:滅失 C:移動 D:その他）
⑪	一部減少がある場合は、その内容を記載してください。（例：3台の内、1台売却） ※ その他、必要と思われる事項があれば記入してください。

◆ 種類別明細書(増加資産・全資産・減少資産用)の記入方法…赤色の用紙…

令和 7 年度				種類別明細書(減少資産用)				所 有 者 名		No.	1111		
所 有 者 コ ー ド								① 小松市小馬出町91番地 石川工業 株式会社		枚のうち			
999999999				網掛け部分は記入の必要はありません。 この用紙は、減少する資産用にしか使用できません。						枚 目			
行 番 号	資 産 の 種 類	③ 抹消コード	異動自由 1 全部 2 一部	⑤ 資 産 の 名 称 等	数 量	取得年月 3 昭和 4 平成 5 令和 年 号 年 月			⑧ 取得価額	耐 用 年 数	申 告 年 度	⑩ 減少理由 A 売却 B 減失 C 移動 D その他	⑪ 摘 要
01	1	000019	①・2	アスファルト舗装	1	4	2	10	1,500,000	10		A・B・C・D	
02	2	000028	1・②	エアコンプレッサ	1	4	24	1	330,000	13		A・B・C・D	3台のうち、1台売却
03			1・2									A・B・C・D	
04	②		④・2		⑥		⑦			⑨		A・B・C・D	
05			1・2									A・B・C・D	
06			1・2									A・B・C・D	
07			1・2									A・B・C・D	
08			1・2	前年度の資産が「種類別明細書(増加資産・全資産・減少資産用) 緑色の用紙」に印字してあります。印字されている資産と1月1日現在所有する資産とを比較していただき、減少した資産がある場合は、次ページ「記入のしかた」をご参照のうえご記入願います。 ※この用紙でも、「種類別明細書(増加資産・全資産・減少資産用) 緑色の用紙」どちらでも減少資産の申告ができます。									
09			1・2										
10			1・2										
11			1・2										
12			1・2									A・B・C・D	
13			1・2	※この用紙は、2枚目が入力用となっていますので、全資産申告・企業電算申告(12ページ参照)される方以外は、必ず小松市の用紙を使用してください。									
14			1・2									A・B・C・D	
15			1・2									A・B・C・D	
16			1・2									A・B・C・D	
17			1・2									A・B・C・D	
18			1・2									A・B・C・D	
19			1・2									A・B・C・D	
20			1・2									A・B・C・D	
					小 計		1,830,000						小 松 市

第二十六号様式別表二

固定資産税の課税標準の特例対象資産届出書（地方税法第 条 ・ 同法附則第 条関係）

受付印 令和 年 月 日 (あて先) 小松市長 下記の資産について、 固定資産税の課税 標準の特例該当資産 を届け出します。	申 請 者	所有者の住所 [法人にあたっては事業所の所在地]	
		所有者の氏名又は名称 [法人にあたっては法人の名称及び代表者名]	
		特例対象資産の所在地	

償却資産

種類	資産の名称	数量	取得年/月	取得価格	備考	特例率
			R /	円		
			R /	円		
			R /	円		
			R /	円		

事業用家屋

所在地	家屋番号	種類(用途)	構造	床面積		特例率
				㎡	うち事業用	
					㎡ %	
				㎡	うち事業用	
					㎡ %	